

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第3号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、平成29年11月16日付け情個審答申第3号に係る答申の内容を公表する。

平成29年11月21日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長 古 屋 等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

- (1) 泉町1丁目北地区及び駐車場・商業施設用地の地権者・借地権者・借家権者と水戸市との交渉記録（平成28年7月7日以降のもの）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、平成28年11月16日、同年12月19日、平成29年1月17日及び同年2月3日の協議等結果報告（以下「本件開示文書」という。）を特定し、条例第7条第2号及び第6号に該当する情報を不開示部分とした上で本件開示文書を開示したことは、妥当である。
- (2) 平成28年7月7日以後の記録について、不存在を理由として開示しなかったことは、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年3月7日付けで水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、本件開示文書を特定し、平成29年3月17日付けでその一部を不開示とした部分開示決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付けで審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年6月13日付けで審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、平成29年7月25日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に送付した。
- (5) 実施機関は、平成29年7月27日に本審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張

(1) 趣旨

泉町1丁目北地区の地権者・借地権者・借家権者と水戸市との交渉記録（平成28年7月7日以降）として協議等結果報告を開示することの裁決を求める。

(2) 理由

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

ア 開示されたのは、市民会館計画に伴う駐車場等予定地の権利者との交渉記録（平成28年11月16日、同年12月19日、平成29年1月17日及び同年2月3日）の協議等結果報告（メモ）のみである。

イ 市民会館計画に関して、その予定地（泉町1丁目北地区）の権利者・借地権者・借家権者との協議の交渉記録が全く開示されないのは、市民の知る権利の侵害であり、条例違反、行政機関の保有する情報の公開に関する法律違反である。

4 実施機関の主張

- (1) 実施機関は、泉町1丁目北地区市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）について実施機関が都市計画事業に位置付ける立場にあること及び本件再開発事業は実施機関の市民会館建設を目的とするものであることから、本件再開発事業の施行予定者である泉町1丁目北地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）と共同して本件再開発事業に関する説明及び交渉を行ってきた。なお、実施機関は、主として都市計画決定に関する説明や市民会館に関する説明を担い、一方、準備組合は、主として再開発事業の仕組みや生活再建等の説明及び本件再開発事業に係る交渉を担っていた。
- (2) 平成27年11月10日に開催された新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会において、本件再開発事業に係る都市計画の原案について了解を得られたことから、実施機関は、当該都市計画の原案に基づく市民会館の規模、用途等、本件再開発事業に関する都市計画に定める事項等について説明を行うことを目的として、実施機関のうち担当部署である泉町周辺地区開発事務所の所長（以下「所長」という。）が地権者等を訪問していた。その際、所長が地権者等と話した内容が本件再開発事業に関する交渉ではなく説明であること及び所長自らが訪問しているため実施機関において報告の必要性が乏しいことから、同日以後の地権者等への訪問に関し、実施機関において組織的に用いる記録を作成していなかった。
- (3) 駐車場用地等の地権者等との交渉記録については、水戸芸術館東側地区における駐車場整備事業の区域内の地権者から当該事業に係る基本的な合意を平成28年7月7日時点でほぼ得られていたため、同日以後の地権者への訪問は、本件再開発事業及び水戸芸術館東側地区の駐車場整備事業について説明を行っていたものであり、本件再開発事業に係る地権者等との交渉に関する記録と同様の理由により、実施機関において組織的に用いる記録を作成していなかった。ただし、平成28年11月16日及び同年12月19日に直接説明する機会が不足していた地権者に水戸芸術館東側地区の駐車場整備事業の説明を行うとともに、平成29年1月17日及び同年2月3日に借家人が存する建物の所有者に借家人に対する当該事業の説明の進め方を相談したことから、それぞれ記録を作成したものである。
- (4) したがって、本件処分については、本件開示請求に係る行政文書について、不開示情報を除いた全てを条例に基づき開示しているものである。
- (5) なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、同法第2条第1項に規定する行政機関及びその保有する行政文書について適用されるものであり、実施機関はその適用の対象外である。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の理念にのっとり、及び市民の知る権利に対する意識の高まりを受け、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「市の保有する情報の一層の公開、市政への市民参加の推進及び市民の信頼の確保を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政の公正で民主的な発展に寄与することを目的」として制定されたものであるから、原則公開の理念の下に、行政文書の特定を適正に行った上で不開示情報の範囲を厳格に解釈し、及び運用しなければならない。

本審査会は、この原則公開の理念に基づき条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件開示請求に係る行政文書について

本件処分については、実施機関は、平成28年11月16日、同年12月19日、平成29年1月17日及び同年2月3日に実施機関が権利者等と具体的な交渉を含む内容の協議をしたものであることからそれぞれ記録を作成したものであり、それ以外に地権者等を訪問した際には、当該都市計画の原案に基づく市民会館の規模、用途等、本件再開発事業に関する都市計画に定める事項等について説明を行ったこと、かつ、所長自らが訪問したことから、その記録を作成しなかったものと主張しているため、本審査会において、実施機関に対し交渉記録の有無、記録の作成等について質疑を行った。

その結果、本件開示文書以外に地権者等との交渉に関して組織的に用いられる記録等は、作成されていないと判断をせざるを得ない。

(3) 不開示情報該当性について

実施機関は、本件開示文書には、個人の氏名、続柄、賃貸借契約の内容及び契約の相手方の名称、電話番号並びに特定の個人を識別することができるおそれのある情報（以下「個人の氏名等」という。）並びに交渉内容（優良建築物等整備事業及び道路事業の制度の説明及び進捗状況に関する部分を除く。）（以下「交渉内容」という。）が記載されており、個人の氏名等は個人に関する情報であることから条例第7条第2号に該当し、交渉内容は市の交渉に係る事務に関し、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当し、それぞれ不開示情報に当たるとして、本件開示文書の一部を不開示としたものである。

ア 条例第7条第2号該当性

本件開示文書は、泉町1丁目北地区及び駐車場・商業施設用地の地権者等と実施機関との交渉記録であり、交渉の相手方の氏名を含む個人の氏名等が記載されている。個人の氏名等は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するものであると認められ、実施機関が個人の氏名等を不開示としたことは妥当である。

イ 条例第7条第6号該当性

本件開示文書は、泉町1丁目北地区及び駐車場・商業施設用地の地権者等と実施機関との交渉記録であり、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした情報は、実施機関と地権者等との本件再開発事業に伴う土地の権利等についての具体的な希望等であって、その内容が明らかになると交渉の相手方との信頼関係が害され、又は交渉の相手方が詳細かつ率直な意見を出しにくくなるおそれがあるため、市の交渉に係る事務に関する情報であって、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められ、条例第7条第6号に該当するため、実施機関が交渉内容を不開示としたことは、妥当である。

(3) 以上のとおり、本審査会は、本件開示文書を特定し、条例第7条第2号又は第6号に該当する情報を不開示部分とした上で本件開示文書を開示したことは妥当であり、また、平成28年7月7日以後の記録は本件開示文書以外に作成されていないと判断せざるを得ないことから、同日以後の記録を開示しなかったことは妥当であると判断する。

6 付言

実施機関において地権者等を訪問した際の記録のうち一部の記録が作成されていないことが明らかとなった。

実施機関は、訪問の目的が地権者等との交渉でなく、事業の説明であったため記録を作成しなか

ったものであると主張しているが、目的にかかわらず市の業務として職員が地権者等を訪問したことを記録に残していないということは、当該業務の実施状況に係る記録がないということであるから、行政の継続性、安定性の観点から、記録の整備としては不十分である。

今後においては、記録の整備を含めた行政文書の管理の適正化を十分に図ることが望まれる。